

条 例 案 提 出 書

神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

上記条例案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和7年2月12日

神奈川県議会議長 柳 下 剛 殿

提出者 神奈川県議会議員 杉 本 透

同 齊 藤 たかみ

同 京 島 けいこ

同 谷口 かずふみ

同 さとう 知 一

同 田 中 徳一郎

同 栄 居 学

同 作山 ゆうすけ

同 西 村 くにこ

同 日 浦 和 明

神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正

する条例

神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 4 年神奈川県条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 項中「以下」を「第 12 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項中「及び第 29 条」を削り、同項の表第 39 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

第 17 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 18 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 50 条において」を削る。

第 31 条第 2 項中「この章及び第 50 条において」を削る。

第 32 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 39 条第 1 項中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 50 条において」を削る。

第 40 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 49 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 50 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第 54 条から第 56 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第10項の改正規定(「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。)、第12条第5項の改正規定(「及び第29条」を削る部分に限る。)並びに第17条第1項各号列記以外の部分及び第2項第1号ア、第18条第1項及び第2項、第31条第2項、第32条第3項、第39条第1項及び第2項、第40条第3項、第49条並びに第50条の改正規定 公布の日

(2) 第2条第10項の改正規定(「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。)及び第12条第5項の改正規定(同項の表第39条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める部分に限る。) 令和7年4月1日

(3) 第54条から第56条までの改正規定及び次項の規定 令和7年6月1日

(経過措置)

2 前項第3号に掲げる規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(提案理由)

刑法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。